

関係法令抜粋

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号)

第二十四条 研究開発法人は、内閣総理大臣の定める基準に即して、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針（以下この条において「人材活用等に関する方針」という。）を作成しなければならない。

2～5 （略）

（研究開発法人による出資等の業務）

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二～三 （略）

別表第三（第三十四条の六関係）

一 ～七 （略）

八 国立研究開発法人海洋研究開発機構

九～二十七 （略）

○国立研究開発法人海洋研究開発機構法
(平成十五年法律第九十五号)

(業務の範囲)

第十七条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～六 (略)

七 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

八 (略)

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令
(平成二十年政令第三百十四号)

(研究開発法人による出資等の業務)

第七条の二 別表第二の第二欄に掲げる研究開発法人に係る同表の第三欄に掲げる個別法の規定の政令で定める出資並びに人的及び技術的援助は、それぞれ同表の第四欄に定める出資並びに人的及び技術的援助とする。

別表第二 (第七条の二関係)

一～七	(略)	(略)	(略)
八	<u>国立研究開発法人海洋研究開発機構</u>	<u>国立研究開発法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第十七条第七号</u>	<u>法第三十四条の六第一項第一号に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助</u>
九～二十七	(略)	(略)	(略)

※海洋研究開発機構による出資並びに人的及び技術的援助を可能とする旨の規定については令和3年4月1日施行。